

■ 完全週休2日制(土日)工事 FAQ

※最新のFAQはHPにて確認ください。(都度更新予定)

| No. | 質問 | 回答 | 更新日 |
|-----|---|---|--------|
| 1 | 「完全週休2日制(土日)工事」を推進しているのはなぜか？ | 中小規模工事受注者や建設業における将来の担い手確保の観点から、完全週休2日(土日)を促進させるために、県としては当面の間、取り組みを継続します。 | R8.7.1 |
| 2 | 「週休2日制モデル工事」から「完全週休2日制(土日)工事」に名称を変更した理由は？ | 建設業において、将来の担い手確保の観点から、建設現場でも土日の休日が普及しているということをPRするため、名称の変更を行いました。 なお、ハローワークで定義されている「週休2日制」※とは異なります。 ※1か月のうち少なくとも1回、週に2日の休日がある(休日の曜日指定はなし) | R8.7.1 |
| 3 | 対象外となる工事はどのような工事か？ | 以下に掲げる工事は「完全週休2日制(土日)工事」の対象外です。 (1)発注時に想定する現場作業日数(準備期間、後片付け期間を除く)が著しく短い工事(1週間程度) (2)災害その他、避けることのできない事由により現場閉所・交替制のいずれも困難な工事(災害応急対策(随意契約の場合)、除雪業務委託等) (3)現場閉所・交替制のいずれにもなじまない工事(一時的な作業が点在する維持修繕業務委託、時間的制約がある営繕工事等) | R8.7.1 |
| 4 | 受注者の責によらず、土日に現場作業を余儀なくされる場合は？ | 受注者の責によらず、土日に現場作業を余儀なくされる場合、工事着手前に「予定工程表」を発注者に提出し、土日に代わる現場閉所日を指定し、発注者の承諾を得てください。 また、工事途中の段階において、受注者の責によらず、新たに土日に現場作業を余儀なくされる場合は、「変更予定工程表」を発注者に提出し、土日に代わる現場閉所日を指定し、発注者の承諾を得てください。 | R8.7.1 |
| 5 | 工事期間中において、災害等の受注者の責によらない不測の事態により完全週休2日(土日)の実施が困難となる場合はどうしたらよいか？ | 以下のとおりの対応することができます。 (1)短期間において、週休2日が確保できない場合 受発注者間の協議のうえ、非対象期間として現場閉所率の算出期間に含めない。 (2)対象期間において、完全週休2日(土日)の達成が困難な場合 受発注者間の協議のうえ、完全週休2日制(土日)工事の対象外とする。 | R8.7.1 |
| 6 | 「現場閉所」と「交替制」の違いは？ | 【現場閉所】 現場事務所での事務作業を含め、1日を通して、現場や現場事務所を、閉所した状態を指します。ただし、巡回パトロールや、保守点検など、現場管理上必要な作業を行うだけであれば、閉所として扱います。 【交替制】 対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する状態を指します。 | R8.7.1 |
| 7 | 工事の途中で「現場閉所」と「交替制」の方式変更はできるか？ | 工事の途中では変更できません。 工事着手前に限り、受注者からの協議により、「現場閉所」で発注した工事を、「交替制」に変更、もしくは、「交替制」で発注した工事を、「現場閉所」に、それぞれ変更することができます。 | R8.7.1 |
| 8 | 工事標識(第10号標識)内への掲示は、掲示物の大きさ、材料等の仕様は決まっているのか？ | 掲示物の大きさ、材料等の仕様は定めていません。 「完全週休2日制(土日)工事」であることをPRすることが目的であるため、工事関係者や一般通行人が容易に識別できるよう大きさ等は配慮していただき、工事標識内の見やすい箇所に掲示をお願いします。 | R8.7.1 |

■ 完全週休2日制(土日)工事 FAQ

※最新のFAQはHPにて確認ください。(都度更新予定)

| No. | 質 問 | 回 答 | 更新日 |
|-----|---|---|--------|
| 9 | 災害復旧事業は、完全週休2日制(土日)工事の対象となるか？ | 災害復旧事業は完全週休2日制(土日)工事の対象となります。 ただし、避けることができない事由により、現場閉所・交替制のいずれも困難な工事は対象外となります。 | R8.7.1 |
| 10 | 発注者が工事着手前に確認すべき事項は？ | 工事着手前に受注者から提出される予定工程表(任意様式)にて休日を確認してください。 なお、受注者の書類作成負担を考慮し、過度な資料を求めないよう留意してください。 | R8.7.1 |
| 11 | 発注者は現場閉所をどのように確認するのか？ | 対象期間終了時に受注者から提出される任意の書類(実施工程表や工事日誌など、現場閉所日が確認できるもの)を用いて、現場閉所の実績を確認します。 なお、受注者の書類作成負担を考慮し、過度な資料を求めないよう留意してください。 | R8.7.1 |
| 12 | 完全週休2日(土日)が達成できなかった場合、経費補正と工事成績評価はどうなる？ | ○林政部 週休2日の実施状況を確認し、達成条件に応じた経費補正の金額変更を行ってください。 また、達成状況に応じた工事成績評価の加点を行ってください。 ○農政部・県土整備部及び都市建築部 経費補正が廃止となったため、補正はありません。 達成状況に応じた工事成績評価の加点を行ってください。 | R8.7.1 |